

秋田県立衛生看護学院備品等貸出に関する要領

(目 的)

第1条 この要領は、秋田県立衛生看護学院で所有する備品等の貸出を円滑に行うため必要な事項について定める。

(貸出利用者の範囲)

第2条 備品等の貸出を受ける人（以下「貸出利用者」という）は次の各号のいずれかに該当する団体及び個人とする。

- 一 秋田県内の医療従事者が所属する団体・個人
- 二 秋田県内の学校等教育関係団体・個人
- 三 その他秋田県立衛生看護学院長が認めたもの

(借用手続き)

第3条 貸出利用者は、事前に電話等で希望する備品、使用期間、使用目的を連絡した上で、借用届（様式第1号）に必要事項を記入し、申し込むものとする。

2 借用を承認したときは、借用届に貸出担当者の印を押印したものの写しを貸出利用者に交付するものとする。

(貸出期間)

第4条 1回の貸出期間は原則1週間以内とする。

(経費負担)

第5条 備品等の貸出は無償とする。

2 貸出における運搬、維持管理等に要する経費は貸出利用者が負担するものとする。

(損害賠償)

第6条 貸出利用者が、亡失・故障・破損・紛失させた場合には、当該団体・個人の負担においてこれを補償し、または修理するものとする。

(利用の停止)

第7条 貸出利用者が次の各号に該当する行為をした場合には、以降の貸出を断ることができる。

- 一 貸出備品等を第三者に譲渡したとき
- 二 貸出備品等を第三者に転貸したとき
- 三 この貸出規定を遵守しなかったとき
- 四 遅延返却を繰り返しおこなったとき
- 五 営利行為を目的として使用したとき

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年6月18日から施行する。